

## 第4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年4月13日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三  
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治  
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明  
江崎 和浩 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 古田 薫  
松野 芳正

欠席委員

國井 忠男

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 神谷 保行 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美  
田中 鉄男 ・ 戸崎 和美 ・ 本田 忠男 ・ 真鍋 勇  
山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	木下 勇氣
主任主事	國井 紘代	主任主事	佐藤 優希
主事	井上 靖之		

関係人

経済部部长	大久保義彦
経済部農商工連携参与	大塚 直哉
経済部次長兼経済政策課長	鷺見 弘
経済部技術審議監兼農地整備課長	梅村 昌司
農林園芸課長	三嶋 克之
畜産課長兼家畜診療所長	片桐 重幸
経済部農林園芸課副主幹	河合 直哉
経済部経済政策課主任	渡部 大輔

議 案

- 議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 17 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の審議について
- 議案第 18 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 20 号 農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について
- 議案第 21 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 議案第 22 号 令和 2 年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画について
- 議案第 23 号 令和 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 議案第 24 号 岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱の廃止について
- 議案第 25 号 農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正について
- 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 14 号 令和 2 年度農業施策に関する要望書回答及び令和 2 年度経済部農林水産関係予算概要について

議長

それでは、令和2年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議長

それでは、議席番号9番森瀬宏委員、議席番号10番野々村貢委員の両委員、よろしく申し上げます。

議長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定16件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第15号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

申請明細1番、長良地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

申請明細2番、長良地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細3番、島地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ畑を貸し出すものです。

申請明細4番、西郷地区からの申請は、使用貸借の設定で、農

業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

4 ページをお願いします。

申請明細 5 番から 12 番はいずれも、西郷地区からの申請で、使用貸借の設定、農業経営の縮小を図る使用貸人が、それぞれ借人は異なりますが、使用借人へ田を貸し出すものです。

6 ページをお願いします。

申請明細 13 番、14 番はいずれも、西郷地区からの申請で、解除条件付き使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営を開始する使用借人へ田、畑を貸し出すものです。

申請明細 15 番、厚見地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細 16 番、合渡地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ畑を貸し出すものです。

7 ページをお願いします。

申請明細 17 番、合渡地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 18 番、合渡地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の安定を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 19 番、20 番はいずれも、三輪地区からの申請で、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 15 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等につきまして、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番、3 ページ 2 番の長良地区からの申請については、森瀬宏委員、説明をお願いします

森瀬委員

申請明細 1 番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営を開始する譲受人へ、農地を売買するものです。

3月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は、農地所有適格法人であり、今回の申請地では、葡萄と柿を栽培する予定です。

また、地域の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

申請明細2番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものです。

3月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は、長良地区で主に野菜を栽培しており、機械も十分に保有しております。

今回の申請地では、梅を栽培する予定です。

また、地域の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ3番の島地区からの申請については、古田薫委員、説明をお願いします。

古田委員

申請明細3番は、病気のため農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人へ農地を貸借するものです。

申請地では、引き続き野菜を栽培する予定です。

また、使用借人は地元の担い手であり、地元の取り決めも承知しておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ4番から6ページ14番の西郷地区からの申請については、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

西郷地区、申請明細4番から14番については、農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

申請明細4番から12番については3月19日に、13番、14番については3月24日に、農地利用最適化推進委員と事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請明細4番の使用借人は、西郷地区で水稻及び野菜を栽培し

ており、今回の申請地では、野菜を栽培するとのことです。

地域の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

続きまして、4ページをお願いします。

申請明細5番、6番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。使用借人は認定農業者であり、地域の取り決めも十分に理解しておりますので、地元としても許可は問題ないと考えております。

申請明細7番、8番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き野菜を栽培する予定です。

5ページの申請明細9番については、農業経営を縮小したい使用貸人から、担い手として農業経営を拡大するため、使用借人が農地を借り受けるもので、申請地では野菜を栽培するとのことです。

使用借人は認定農業者であり、地域の取り決めも十分理解しておりますので、地元としても許可は問題ないと考えております。

申請明細10番から12番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。使用借人は認定農業者であり、農地所有適格法人でもあります。

地域の取り決めも十分理解しており、地元としても許可は問題ないと考えております。

6ページをお願いします。

申請明細13番、14番につきましては、それぞれ農業経営を縮小したい使用貸人から、岐阜市で農業経営を開始したい使用借人が農地を貸借するものです。

使用借人は、13番の申請地で水稻を、14番の申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地域の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、地元としても許可については問題ないと考えております。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6ページ15番の厚見地区からの申請については、林安廣委員、説明をお願いします。

林(安)委員

申請明細15番は、農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人

に農地を貸借するものです。

3月25日に農地利用最適化推進委員と事務局職員で現地立会を行いました。

申請地では、水稻を栽培する予定です。

使用借人は認定農業者であり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6ページ16番から7ページ18番の合渡地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

申請明細16番は、農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き野菜を栽培する予定です。

また、使用借人は認定農業者であり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

申請明細17番は、高齢のため農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を売買するものです。

申請地では、引き続き野菜を栽培する予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

申請明細18番は、農業経営を縮小する譲渡人から、譲受人へ農地を売買するものです。

申請地は、以前から譲受人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

また、譲受人は地区の中心経営体に位置付けられた認定農業者であり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7ページ19番、20番の三輪地区からの申請については、福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

三輪の厳美、春近を担当しております福田です。よろしく申し上げます。申請明細19番、20番共に、農業経営の縮小を図る使

用貸人から、農業経営の安定を図る使用借人に農地を貸借するものです。

3月12日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第15号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

古田委員

2ページの1番の中で質問します。農地を一つも借りてもないのに農地所有適格化法人とあるが、どういう条件で適格化法人と認めたのか聞かせてほしいです。

農地所有適格化法人は、農地を所有してなくてもなれるのか。

議長

事務局、説明を求めます。

則竹主査

農地所有適格化法人につきまして、申請前に農地所有適格化法人要件の適格説明書を提出いただいております。

古田委員

簡単に認められるものではないのでしょうか。

則竹主査

農地所有適格化法人要件の適格説明書の内容を審査し、事業概要などを確認し、経営能力があると判断しました。

営農計画や事業計画、売り上げの見込み等により農地所有適格化法人としての基準を満たしていると2月の段階で判断しましたので、農地法第3条の買受人として条件を満たしていると判断しています。

古田委員

農地を所有していない、農業の実績もない法人に農地所有適格化法人がそんなに簡単に認められるものなのか。

則竹主査

実際に、ゼロから始められる人もみえます。経営する能力、機械があるということで、個人の場合が多いが認められることもあ

ります。

古田委員

実績が何も無いのに経営する能力があるとどのように判断するのか。

則竹主査

今回の場合、社員の方が実際に農業を行っており、個人ではなく法人化して営農されていくことから判断しています。

社員の中に農業経験者がいない場合は認められることはないと思いますが、今回は農業経験者が在籍しているので認めることができると判断しています。

古田委員

分かりました。

議 長

そのほか、質問はございませんか。

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第16号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第16号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9ページの第5条許可申請の総括表をご覧ください。

今回の申請の合計は、2件、1,292平方メートルです。

10ページをお願いします。

申請明細1番、黒野地区からの申請は、所有権の移転により、農業用駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地

の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。

よって許可しうるものです。

申請明細2番、芥見地区からの申請は、所有権移転により、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。

よって許可しうるものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、166ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岩井5丁目地内の、藍川北中学校から北へ約1,000メートルのところに位置している農地です。以上でございます。

議長

ただいま、議案第16号について事務局から説明を受けましたが、10ページ2番の芥見地区からの申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、2番の芥見地区の申請について、清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

芥見地区担当の清水です。農地の転用にあたり、3月26日にこの地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地は、貸駐車場として転用するとのことです。

隣接農地はありませんので直接他の農地への影響はないと考えます。

また周辺道路及び水路、住民に対しては、影響がないよう十分な配慮をすることを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第16号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 17 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 17 号について説明いたします。

12 ページをお願いします。

申請明細 1 番は、砂利採取の一時転用期間延長です。

当初の申請では、令和元年 5 月から令和 2 年 5 月まででしたが、今回の計画変更で、令和 2 年 11 月まで期間の延長申請がありました。

期間延長の理由は、近隣の公共工事の影響により期間内の工事完了が困難になったためです。

13 ページをお願いします。

申請明細 2 番は、建設業資材置場の一時転用期間延長です。

当初の申請では、令和元年 10 月から令和 2 年 4 月まででしたが、今回の計画変更で、令和 2 年 6 月まで期間の延長申請がありました。

期間延長の理由は、作業困難により期間内の工事完了が困難になったためです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 17 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 18 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 18 号について説明いたします。

15 ページをお願い致します。

今回は、1 件提出されており、特例適用農地面積は、379 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 18 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 19 号農用地利用集積計画の決定について、賃借権の設定 12 件、使用貸借による権利の設定 991 件、所有権の移転 3 件、以上について、令和 2 年 3 月 19 日付け、岐阜市農園第 1135 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

それでは、議案第 19 号について説明いたします。

16 ページを御覧ください。

今回の農用地利用集積計画件数は、賃貸借が 12 件、使用貸借が

991 件、所有権移転が 3 件です。

各設定内容の詳細については、17 ページから 54 ページまでに、設定する権利期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。

本計画につきましては、農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

議案第 19 号についての説明は以上であります。

議 長

ただいま、議案第 19 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 20 号農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について、使用貸借による権利の設定 2 件、以上について、令和 2 年 3 月 19 日付け、岐阜市農園第 1139 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

議案第 20 号について、説明いたします。

55 ページを御覧ください。

本年度より、中間管理権の設定についても第 19 号議案の農用地利用集積計画に記載しておりますが、すでに中間管理権にて貸し付けられている農地において、借り手のみの変更を行う場合は、本計画（農用地利用配分計画）を策定する必要があります。

56 ページを御覧ください。

今回、借り手が変更となる貸借の件数は、2 件あり、内容については記載のとおりです。

議案第 20 号の説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第 20 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第 21 号岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、令和 2 年 3 月 19 日付け、岐阜市農政第 161 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

渡部主任

議案第 21 号の内容を説明いたします。

今回は、2 件の軽微な変更としての用途区分の変更、1 件の農用地への編入の申出、2 件の農用地からの除外の申出に対する意見の決定を御審議いただくものでございます。

59 ページを御覧ください。

軽微な変更として、農業用施設用地に用途区分変更するもので、田が 2 筆の合計 1,539 ㎡となります。

続いて、60 ページを御覧ください。

農用地への編入につきまして、田が 1 筆で 591 ㎡となります。

続きまして、61 ページを御覧ください。

除外につきまして、田が 2 筆で合計 518 ㎡の農用地除外となります。

続きまして、62 ページを御覧ください。

農用地区域から除外及び編入の申出があった 3 件の詳細が書いてありますので、概要をご説明いたします。

整理番号 1 は、農家住宅の敷地拡張の申し出で、所在地は西河渡三丁目 20 番 3 であります。

整理番号 2 は、編入の申出でございます。

既存施設の敷地拡張（駐車場）として、平成 31 年 2 月 4 日付けで除外をしましたが、計画の目途が立たなくなったため、農用地

区域に再び編入するものです。

整理番号3は、農家分家住宅の申出で、所在地は岩滝西一丁目123番であります。

167から169ページにそれぞれ地図がございます。

63ページにお戻りください。

(3)の「市町村検討調書」に記載されておりますように、除外の申出のありました2件は、いずれも「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものでございます。以上でございます。

議長

ただいま、議案第21号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第22号令和2年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。」

内藤  
事務局長

議案第22号について説明いたします。

66ページをご覧ください。

はじめに、「岐阜市農業委員会重点事業実施方針」ですが、前段状況については大きく変わっておりません。

農業委員会は地域の農業者の代表として、公平・公正かつ適正に農地を管理するとともに、農地利用の最適化を推進し、農業生産基盤である優良農地の確保を図り、農業を広く市民に周知することで意欲と希望が持てる農業経営の実現に向けて、関係機関・団体と連携して次の4つの重点事業を推進します。

67ページ以降に、1「担い手の育成と農地利用集積等の推進」  
2「遊休農地の発生防止と解消」続きまして、3「食農教育の定

着と普及推進」、4「農業関係者研修会の実施」ということで、令和元年度と同じく大きく4項目について取り組んでいきます。

1「担い手の育成と農地利用集積等の推進」につきましては、中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積・集約を進めますということで実施計画としております。

2「遊休農地の発生防止と解消」につきましては、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施します。

3「食農教育の定着と普及推進」につきましては、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、地元の農政推進委員、教育関係者、農業団体と一体となって推進していきます。

4「農業関係者研修会の実施」につきましては、関係機関の協力を得て、研修を実施していきます。以上でございます。

議長

ただいま、議案第22号について説明がありました。

『令和2年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画』については、4項目ありますが、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業でありまして、今年度、農業委員会として積極的に取り組んでいく必要があるものです。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

ただいま、決定した重点事業は、委員の皆さんが、地域で積極的に推進していただくこととなりますので、よろしく願います。

議長

続きまして、議案第23号令和1年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第 23 号について、説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となったことに併せ、活動状況について公表するものでございます。

「令和 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について説明いたします。

72 ページをご覧ください。

I 「農業委員会の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）」の 1 「農業の概要」 2 「農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。

73 ページをご覧ください。

II 「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、2 「令和 1 年度末の実績」は、850.6 ヘクタール、集積率は 21.5% でございます。

3 「目標の達成に向けた活動」 4 「目標及び活動に対する評価の案」は記載のとおりでございます。

74 ページをご覧ください。

III 「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でございますが、令和元年度は新たに 1 経営体が参入しました。

3 「目標の達成に向けた活動」 4 「評価の案」は記載のとおりでございます。

75 ページをご覧ください。

IV 「遊休農地に関する措置」でございますが、遊休農地面積が 24.7 ヘクタールあり、所有者に対し意向調査を実施し、令和 1 年度末までに、7.5 ヘクタールを解消いたしました。

3 「2 の目標の達成に向けた活動」 4 「目標及び活動に対する評価の案」は記載のとおりでございます。

76 ページをご覧ください。

V 「違反転用への適正な対応」につきましては、通年の農地パトロールを実施し、解消に向けて指導をいたしました。

77 ページをご覧ください。

VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきまして、1 「農地法第 3 条に基づく許可事務」の実施状況でございますが、令和 1 年度は、93 件処理いたしました。

2 「農地転用に関する事務」の実施状況でございますが、令和 1 年度は、70 件処理いたしました。

78 ページをご覧ください。

3「農地所有適格法人からの報告への対応」4「情報の提供等」は記載のとおりでございます。

79 ページをご覧ください。

VII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」につきましては、記載のとおりでございます。

VIII「事務の実施状況の公表等」でございますが、1「総会等の議事録」3「活動計画の点検・評価」は、ホームページに公表しております。

以上が、「令和1年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」でございます。

続きまして、80 ページをご覧ください。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について説明いたします。

I「農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）」1「農家・農地等の概要」2「農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。

81 ページをご覧ください。

II「担い手への農地の利用集積・集約化」の1「現状及び課題」でございますが、令和2年3月末現在の管内農地面積は3,930ヘクタールで、これまでの集積面積は850.6ヘクタールでございます。

令和2年度は、目標集積面積を870.6ヘクタールとしております。

III「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は記載のとおりでございます。

82 ページをご覧ください。

IV「遊休農地に関する措置」につきましては、令和2年3月末現在の管内農地面積は3,955ヘクタール、うち、遊休農地面積は24.7ヘクタールでございます。

令和2年度の目標解消面積は、7.5ヘクタールでございます。

V「違反転用への適正な対応」でございますが、今年度も、通年の農地パトロールを実施し、早期発見による未然防止にあたる一方、広報紙に農地転用制度及び違反の場合の罰則について掲載し、周知に努めます。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）は、以

上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました、『令和1年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』は、農業委員会等に関する法律で情報の公開が定められています。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

ただいま、決定させていただきました、点検・評価並びに計画案につきましては、ホームページで公開して地域農業者等の御意見を募集した後に、総会に上程させていただく予定です。

議 長

引き続きまして、議案第24号岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱の廃止について、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

議案第24号について、説明いたします。

総会議案の84ページをお願いします。

岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱の廃止についてでございます。

令和2年4月1日に、岐阜市パートタイム会計年度任用職員Aの勤務条件等に関する要綱が施行され、農業委員会に勤務している農地相談嘱託員の勤務条件等もこの要綱に記載されているため、岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱を廃止するものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第24号について説明を受けましたが、何か御意

見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第 25 号農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正について、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

議案第 25 号について、説明いたします。  
総会議案の 93 ページをお願いします。  
農地転用後の土地現況確認事務処理要綱に一部改正についてでございます。  
別添様式の「会長」の標記を改め、附則及び別添様式の不要な部分を削るものです。  
以上でございます。

議長

ただいま、議案第 25 号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、報告第 11 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第 11 号について説明いたします。  
第 3 条の 3 の規定による許可が不要の相続等による農地の権利

取得の届出です。

今回の各地区別の届出は、116 ページでございます。

届出の合計は、20 件、26,883.02 平方メートルです。

以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第 12 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第 12 号について説明いたします。

118 ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出の合計は、9 件、2,477 平方メートルです。

明細は、119 ページから 121 ページに記載してございます。

以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第 13 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第 13 号について説明いたします。

123 ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出の合計は、70 件、33,367.83 平方メートルです。

明細につきましては、124 ページから 141 ページとなっております。

以上、報告第 11 号から第 13 号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和 2 年 3 月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第 14 号令和 2 年度農業施策に関する要望書回答及令和 2 年度経済部農林水産関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いします。

それでは、報告第14号について説明いたします。

要望書に対する回答でございますが、各々の回答には担当課も記載しておりますので詳しくは、それぞれお問い合わせください。

それでは、主なものを説明してまいります。

144 ページをご覧ください

まず、1 農地利用集積・集約化、担い手対策についてでございますが、(1)農地利用集積・集約化の推進につきましては、令和2年4月から農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一本化されました。

今後も引き続き、農地所有者の意向確認、担い手を交えた地域での話し合いの促進により、「人・農地プラン」を利用した更なる農地利用集積・集約化に取り組んでまいります。

また、畑地に関しては、「機構集積協力金」が交付対象となっております。

(2)人・農地プランの実質化については、農地利用意向調査の結果や担い手への農地集積・集約化の状況など、各地区の実情を把握したうえで、農業振興・農業投資の緊急度・優先度の高い地域をモデルに取り組みを検討いたします。

(3)担い手支援については、農業基盤の再整備につきましては、集積率により地元負担が軽減される「経営体育成基盤整備事業」のほか、地元の負担や同意を求めない「農地中間管理機構関連事業」、同じく畦畔除去や暗渠排水に地元負担を求めない「基盤整備促進事業」など、整備内容に応じて活用できる事業があります。

146 ページをご覧ください。

2 耕作放棄地対策(2)農地の相続については、遠隔地居住者や非農家が相続した農地が耕作放棄地になっている場合は、所有者に利用意向確認を行い、農地中間管理事業を活用した農地の貸借等を斡旋してまいります。

147 ページをご覧ください。

3 食農教育の推進に関する要望(1)学校給食での地産地消促進については、学校給食において、安全で安心、新鮮な県産食材の利用を推進することは、「地産地消」を進めるうえでも重要な取り組みであり、県や岐阜県農業協同組合中央会、市学校給食会と連携し、学校給食に県内産農作物等を導入した際の費用に対する一部助成を実施しております。

(2)食農教育の推進については、各地域の食農教育に係る苗や

種子等の材料費、圃場管理等について、引き続き支援してまいります。

また、岐阜市版オリジナル教材を活用した授業を栄養教諭と推進し、食農教育の充実を図ってまいります。

148 ページをご覧ください。

4 有害鳥獣被害対策に関する要望（2）ジャンボタニシ対策については、ジャンボタニシの発生は、その年の冬の気温に大きく左右されますが、防除は年間を通して、その時期にあった取り組みが必要です。

今後も関係機関と連携し、より効果的な対策について、防除対策の周知とともに情報発信し、被害拡大防止に努めてまいります。

149 ページをご覧ください。

5 農業基盤整備対策（1）農業基盤整備について、農業基盤の再整備につきましては、集積率により地元負担が軽減される「経営体育成基盤整備事業」のほか、地元の負担や同意を求めない「農地中間管理機構関連事業」、同じく畦畔除去や暗渠排水に地元負担を求めない「基盤整備促進事業」など、整備内容に応じて活用できる事業があるため、地域の担い手や農業者の方々のご意見を取りまとめるうえ、各土地改良区や用排水組合等を通じてご相談ください。

150 ページをご覧ください。

（3）道路法面の草刈について、道路法面の管理を農業者が善意で実施していることは、これまでも機会をとらえて説明しておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。

151 ページをご覧ください。

6 都市近郊農業振興対策（1）生産緑地指定について、都市近郊農業振興につきましては、本市全体の農業振興を踏まえた農業振興ビジョンの検討の中で、本市農業の特徴を踏まえ、都市農業のみでなく、農業振興地域内で行われる農業も含め、本市全体の農業がバランスよく発展していくための振興策を、庁内関係部局が連携して議論を行ってまいりたいと考えております。

152 ページをご覧ください。

その他（3）情報提供等の①については、岐阜県では、「岐阜県スマート農業推進計画」を策定し、スマート農業推進技術のメリット・効果等を知り、技術を学ぶことができるスマート農業推進拠点の整備を進めています。

農業用ドローンに使用に関する情報・資料につきましては、岐阜県のホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

153 ページをご覧ください。

②の堆肥センターは、令和元年10月から一時再開しております。

(5)農地転用申請時の確認については、農地転用に伴う排水計画について、農地転用申請の受付及び審査の際に、近隣農地に影響がないよう確認を行っております。今後も引き続き留意してまいります。

154 ページをご覧ください。

(6)用排水組合の決裁金については、各土地改良区及び用排水組合は、組合員の人数や維持管理する施設の規模が異なっており、決裁金については、それぞれの実情に応じて組合員が総会等で決定するものであるため、市が調整できるものではありません。

(9)堤防の草刈については、河川には、国、県が管理する一級河川と、市が管理する準用河川や排水路があり、堤防の草刈はそれぞれの管理者が実施しております。以上でございます。

続きまして、令和2年度経済部予算概要と農林水産関係予算について説明いたします。

お手元の議案 155 ページ「令和2年度経済部予算概要と農林水産関係予算」をご覧ください。

本市の総合計画である「ぎふし未来地図」に位置付けられた I 伝統や革新を活かした産業があり、働く場があるまち」を実現するため、「農林水産業の活性化」策として、「①農業の持続的発展」に向けた産地強化策や、ブランドの確立、農地集積の促進を図り、「②地産地消の推進」により、市民への市内産農産物の需要拡大に努めるとともに、「③新たな担い手の確保と育成」策として新規就農者支援などに努めてまいります。

さらには、「④内水面漁業の振興と森林整備の促進」策として、長良川の鮎の保全や計画的な森林整備促進にも取り組んでまいります。

主な事業概要については記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいま経済部次長から要望書に対する回答と令和2年度経済部農林水産関係予算概要について説明をいただきました。

数多くの要望に答えていただいております。今年度の事業の推進をよろしく願いいたします。

議 長

議案は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後4時8分閉会を宣す。